

## 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ（第 2～4 回）結果概要

### 1 有識者等による報告のテーマ・報告（概要）

#### 第 2 回「専門職団体から見た現状と課題」

##### 【公益社団法人日本社会福祉士会 理事 星野 美子 氏】

- ・ 成年後見制度における社会福祉士の現状と実態、不正防止への取組などについて報告があった。
- ・ また、運用・法改正で改善すべきことについて、以下の報告があった。
  - 類型については、申立時に類型を振り分けるのではなく、すべての案件を補助類型の方針で検討すること。また、定期的な見直しを行うことを法制度化すること。
  - 報酬のあり方については、本人の資産から直接受け取るという考え方も長期的に見直す必要があるかの検討を行うこと。
- ・ 個人が受任する件数として、団体として上限の基準はあるか。また、複数受任する際に、事務所の体制を確認することはあるかについての質問に対しては、以下の現状説明があった。
  - 都道府県の社会福祉士会によっては制限している場合もあるが、制限していないところが大半。受任する会員の状況や対象者の状況によっても異なり、自身で受任可能件数を考えることが専門職として求められると考えている。

##### 【公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 西川 浩之 氏】

- ・ 成年後見制度における司法書士の活動として、不正防止の取組、後見人等の円滑な交代に向けた取組について報告があった。
- ・ また、運用・法改正で改善すべき事項について、以下の報告があった。
  - 必要性・補充性の原則を取り入れること、三類型の一元化等（法改正）。
  - 受任調整の課題。
- ・ 個人が受任する件数として、団体として上限の基準はあるか。また、複数受任する際に、事務所の体制を確認することはあるかについての質問に対しては、以下の現状説明があった。
  - 具体的な事件の上限は定めていない。事務員を置かずに本職 1 人で対応している場合もあれば、本職の指示の下、複数の事務員が事務を分担して対応している場合もある。事務所規模に応じて自ずと受任件数に違いがでてくると思う。
  - 事件対応の遅延は会への報告書でわかる。

##### 【日弁連 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏】

- ・ 今後の成年後見制度について、法改正で改善すべき事項として、適時適切な法定後見制度の実施に向けて、「必要性・補充性の原則」の導入、3 類型から類型の一元化、各審判の有期化（もしくは更新制度）、職権での開始審判や代理権・同意権の取消への検討の必要性について報告があった。
- ・ また、運用上改善すべき事項については、以下の点が必要との報告があった。
  - 本人ニーズに応じた後見人等の選任・柔軟な交代の実現
  - 必要性・補充性の原則・類型の一元化に向けた根拠に基づくアセスメント等

- 審判期間の有期化（更新期間の設定）と評価機会の設定
- 家庭裁判所のアウトリーチとアセスメント機能の強化
- ・ 個人が受任する件数として、団体として設定している上限の基準はあるか。また、複数受任する際に、事務所の体制を確認することはあるかについての質問に対しては、以下の現状説明があった。
  - 弁護士会では、基本的には各会で会員毎に推薦している件数を確認し、1人に業務の負担が集中しないように配慮している。（他の業務の状況にも配慮）

### 第3回「金融機関と財産管理、不正防止等」

#### 【株式会社三井住友銀行 ライフシフト・ソリューション部 上席推進役 柏木 吾朗 氏、 三井住友カード株式会社 商品企画開発部 部長代理 渡邊 真司 氏】

- ・ 三井住友銀行における成年後見制度に関する取組について、紙媒体を介さない取引データの管理や、見守り付キャッシュレス商品の紹介があった。
- ・ 先進的な取組だと思うが、取組に当たって思いはあるか。また都市銀行である御行の支店がないような過疎地域における活用についてご意見如何といった質問については、
  - 家族の保佐人、補助人をしており、自分の経験から会社に提案した。本取組は、社会貢献の実現と考えている。
  - インターネットの技術を用いているので、全国で利用いただけると思っている。といった意見を述べられた。

#### 【損害保険ジャパン株式会社 企画開発部 課長 柵 忠之 氏】

- ・ 損害保険ジャパンにおける、成年後見人賠償責任保険に関する取組の紹介があった。
- ・ 事故例に「業務上の過失による経済損」とあるが、故意の場合は補償を排除する趣旨か、それとも後見人の横領事案についてもこの保険でカバーされるかの質問については、
  - 後見人等の横領事案による損害の賠償責任が、被保険者（事業主である法人等）にある場合でかつ、当該被保険者が、横領事案に関与していない時は、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、追加補償特約等をセットすることで、成年後見人賠償責任保険の補償対象になる。との説明があった。

#### 【東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部 部長 井口 智実 氏】

- ・ 市民後見人の方が安心して働くことができる仕組み作りとして、大学との共同研究を踏まえた保険・サービスの開発（市民後見活動支援保険、財産管理状況のチェック）について報告があった。
- ・ 市民後見活動を支援する保険は社協と契約する仕組みで、故意の横領事案についても保険金が払われる。この際、数千万、数億円の横領事案が発生することもあると思うが、商品として成立するものか。また、同様の保険について専門職を対象として専門職団体と契約するしくみは商品として成立し得るのかについての質問に対しては、
  - リスクに応じて設計可能。との考えが述べられた。

- ・ 社協との先駆的モデル事業について、社協が市民後見人の活動に取り組んでもらえていない地域もあるが、そのような地域では御社の仕組み如何。また、市民後見人支援における社協と中核機関の役割分担は如何といった質問については、
  - 商品開発を進めたばかりで、地方展開・普及については試行錯誤段階。社協・自治体と相談しながらサービスが広がるよう取り組みたい。
  - また、社協と中核機関の具体的な分担は決まっていない。
 との説明があった。

#### 第4回「後見人等報酬等」

##### 【倉敷市 福祉援護課 主任 渡邊 美和子 氏】

- ・ 倉敷市における成年後見制度利用支援事業の取組を踏まえて、課題・意見として、以下の報告があった。
  - 自治体によって首長申立の範囲、利用支援事業の対象範囲が異なるため、被後見人が転居等した際に継続支援が難しい。
  - 市の財政負担が重く、高齢化の進展に伴う制度の利用者増により、制度の維持が困難。
  - 全国どこでも後見人等が一定の基準に基づいた報酬を受けられるような助成制度に向けた見直しの検討が必要。
- ・ 利用支援事業に世帯を基準とする対象要件があるが、設定にあたっての検討はどのようなものかといった質問については、以下の説明があった。
  - 後見人が選任されている多くの場合は、後見人と後見人の家族で世帯が分けられている場合が多い。世帯要件が理由で助成しなかったケースはない。
- ・ 上限まで助成しているケースはどれくらいあるかといった質問については、以下の説明があった。
  - 施設入所者は上限いっぱいが多い。在宅の場合は、それに満たない場合が多いとの印象。
- ・ 全国同じ条件のもとで利用できる制度に関してご意見如何といった質問については、
  - 市長申立をしたとしても、その後の転居等により、利用支援事業が使えなくなる場合も多々ある。高齢者・障害者の支援制度においては住所地特例もあるので、全国統一にするためには、こういった制度に準じた制度にしていくことは検討できるのではないかと考えが述べられた。
- ・ 今後、報酬算定の在り方が事務の内容や負担に応じて加算等がされるような仕組みとなった場合、利用支援事業においては、在宅・施設でそれぞれ上限額を設定されているが、助成対象者のような低所得者であっても、月額上限額を超える事案も出てくる可能性がある。これについて上限を超えた報酬助成をするための課題は何かといった質問については、
  - 事案に応じた月額上限の引き上げは、個々の自治体で考えていくことになる。報酬の見直しと併せて利用支援事業の見直しが必要。
  - 現状、月額上限に地域格差が少ないのは、多くの自治体が国のQAで示された額を参考にしているからである。見直しの際には、国が通知など出す必要がある。
  - 今後、見直した際には、利用支援事業については、財源をどこから出すのかといった検討が必要。
 との考えが述べられた。

### 【新潟大学 法学部 教授 上山 泰 氏】

- ・ ドイツにおける法定後見人の報酬制度について、報酬制度の体系や原則の紹介があった。
- ・ 家族としては、成年後見制度を使うとどんな支援が受けられて、その報酬がいくらぐらいになるかが気になる。ドイツでは専門職も専門性に応じて報酬が払われているのでよいと考えた。基本の報酬であっても払い続けることは難しいので、報酬の在り方は良く検討すべき。納得感をもって報酬を払ってもらうために、ドイツでは様々に取り組んでいると思うが具体的な状況如何といった質問については、以下の説明があった。
  - 日本法より職務範囲が幅広い。ドイツでは医療同意権や居所指定権のような身上監護に関する決定も職務として含まれている。どこまでの事実行為を含むかは検討の余地があるが、日本に適応するなら論点になり得る。
  - 報酬表が適用される事案では、具体的な仕事量はドイツでは報酬上の評価の対象にならない。ドイツ法は改正の中で本人の意思を尊重できるようにしてきた（選任するのは裁判所であるが、本人には原則的な世話人指名権が与えられている）ので、現行の日本法よりも柔軟な運用がされている。
- ・ ドイツの場合は報酬表が適用される事案では裁判所に報酬の決定権がない、日本は裁判所が報酬付与の決定をする。また、参考になる点としてドイツの場合、無資力者の報酬の原資として司法予算が使用されている点が挙げられる。日本は司法予算から成年後見のための支出がないが、今後どう考えるべきか必要になる。ドイツ後見制度では身上保護を重視している、報酬体系において身上保護に関して明確な規定はあるかといった質問については、以下の説明があった。
  - 職業後見人の報酬については報酬法があり、その中で定額報酬が定められているので、その限りでは裁判所に決定権はない。一方、名誉職世話人に例外的に報酬を付与する場合は、裁判所の裁量が必要。全て裁判所のハンドリングから離れている訳ではない。
  - ドイツでは報酬の決定は裁判官ではなく、司法補助官の役割。現在の日本の家庭裁判所の体制（人的な体制含め）面でも違いがある。
  - 定額報酬の場合、身上保護における困難性が報酬に反映されるわけではない。
  - 今年5月に可決された新法では、職業後見人の登録制度などが導入される予定である。

## 2 委員の主な意見

### (1) 専門職や専門職団体に望むことについて

- ・ 後見人には、障害特性、障害種類、福祉制度をもっと知ってほしい。当事者団体で作成している本人の情報を書くノートを専門職にも見てもらいたい。障害への理解は支援において重要な観点。例えば、認知症のサポーター養成講座を受講する等の方法もある。
- ・ 本人のニーズに応じて支援できるよう、現場で支援に関わっている専門職は、福祉分野との連携も含めて取り組んでほしい。また、成年後見制度を利用する際、専門職後見人からは分かりやすい説明をしてほしい。
- ・ イギリスの意思決定支援を目指すかたちで、専門職団体には意思決定支援に取り組んでほしい。

## (2) それぞれの担い手の基本的役割・育成について

- ・ どの専門職であっても後見人の適格性を担保できるよう、研修の内容や水準について一定の共通化を図る必要がある。職能団体の枠組みを超えた継続的・定期的な協議の場を構築すべき。
- ・ 担い手の育成について、法人後見、他専門職の活躍も含めて検討してほしい。担い手確保について、専門職が協議会等で中長期的な課題等も含めて指摘することが望ましい。担い手の確保のためにも、利用支援事業の整備が重要。
- ・ 法人後見を安定的・継続的に支援ができるよう地域で支えてほしい。法人後見への報酬助成のみならず、運営費の補助をどうするかも重要な視点。家庭裁判所と厚労省で共同調査をしてほしい。
- ・ 家庭裁判所が法人後見についてどのような課題を認識しているのか整理した上で、中核機関が具体的にどのような法人後見支援をするのか整理すべき。その際、福祉課題の解決困難事案、虐待事案については既に市町村が支援を行っているので、法人後見支援について、各関係機関の役割分担を併せて整理することが必要。
- ・ 施設入所の方の実務の実態を把握し、各支援者の金銭管理事務の範囲を整理し、身上保護を含めた本人の意思・利益が尊重されるような役割分担が必要。

## (3) 後見人等の柔軟な交代について

- ・ 必要な時だけ支援してもらい、あとは地域で緩やかに見守るといような仕組みにしてほしい。要は出たり入ったりできる仕組み（財産管理のみ専門職等による公的制度による支援）にしてほしい。
- ・ 解任にまでは至らないがコミュニケーション不足等の際に後見人を調整する仕組みが必要。被後見人の親族は解任が欠格事由になることを知らない。そのために専門職団体との情報共有も行いたい。
- ・ 地域における活用可能な後見人の資源を適時適切に再配置し、活用することが、交代における重要な視点。専門職後見人が直接関わる範囲を絞りこむことが必要。まずは、リレー方式・複数後見方式を活用し、スポット的に関与させる運用上の工夫が必要。そのためには、地域連携ネットワークにおける専門職による相談支援体制の強化や、個別の契約を通じた外部からの専門職との連携のあり方についても検討が求められる。スポット的な関与のためには、専門職後見人の報酬について、専門的業務の対価として、一定の収益性や営利性、後見事務のランニングコストを考慮した制度設計の検討が必要。
- ・ 適材適所の選任は重要。市民後見人含めてどのように適切な後見人等の選任ができるかを整理し、専門職が不足している地域では特に適材適所の選任が重要。専門職はより専門性が求められるケース・場面で選任するのがよい。
- ・ 交代について、家庭裁判所にも支援会議や協議会にオブザーバーでもよいので参加してもらい、現状について理解してもらうことが重要。
- ・ 現行の運用では限界が生じている。専門職団体としては専門職後見人に直接辞任の指示はできず、交代が望ましい旨助言するにとどまる。交代についての法整備も検討してほしい。
- ・ 成年後見制度が真に本人のためになっているかの検討の上で、柔軟な交代についての検討が必要。
- ・ 最高裁判所としても関係機関の連携、認識の共有は重要と考えている。裁判所としては現行

制度のもとで、運用上できることとして、後見開始前に本人・後見人・裁判所で認識共有するなど更に工夫していきたい。解任事由については、民法第 846 条に厳格に規定されているので、解任に直接関係ないことに関する後見人への指示（家事事件手続規則第 81 条）違反を理由に、解任の審判をすることは困難。交代を指示することについても全体の規律との整合性に関わる。

- ・ 家事事件手続規則第 81 条の指示について、直接交代を指示したらよい、とは思っていない。交代について後見人本人に納得してもらえない事案については、後見人にケース会議等に参加してもらえないこと、本人の意思よりも後見人の意見が優先されることがあることなどから、解任の前提となり得る事柄に対して、後見事務の一つとして身上保護・意思決定支援の場面で本人の意向を尊重することや、ケース会議等への出席をするように指示を活用したらよい。これにより、必要なケースについては辞任・解任につながるものもあると考えられる。現状、裁判所が辞任・解任の前提のプロセスに全く関与できていないことが課題。まずは、同条に基づく指示の活用で改善を試み、それでも対応できない場合は制度改正が必要。
- ・ 関係機関からの後見人に対する苦情が各団体でどのように取り扱われているか、吸い上げられているケースが少なければ、苦情を吸い上げる方策を考えることが必要。
- ・ 自治体によって利用支援事業の対象要件等が異なるため、住所変更に伴い利用支援事業を受けられないことがある。被後見人が住所変更した場合も、スムーズな交代・選任ができるような仕組み作りを検討すべき。利用支援事業の統一化を全国的に進めることが必要。

#### **（４）成年後見制度の運用改善、必要に応じた制度改善等について**

- ・ 専門職団体の意見（注）も踏まえて抜本的な見直しが必要。他職種・地域資源との連携が一層進むことで地域共生社会の実現につながる。  
（注）制度改正として、必要性・補充性の原則の導入、類型の一元化、有期性の導入、帰責性を要しない解任制度の導入等の意見があった。また、運用改善として、これらを踏まえた最大限の柔軟な運用を求める意見、保佐・補助開始後の代理権の付与（追加）の審判の短縮化、家庭裁判所・中核機関等から候補者の推薦依頼を受ける際に提供される情報の充実化を求める意見等があった。
- ・ 必要な場合にスポットで利用できるようにしていく必要がある。スポット利用を前提にすると本人の情報を速やかに後見人に伝えることが必要。本人の情報を書くノートを作っているが本人情報シートとの連携等を考えられないか。
- ・ コンパクトな成年後見制度の活用という考え方に賛同。意思決定支援の充実が、成年後見制度のスポット化の鍵になる。意思決定支援の充実のための社会資源の充実、後見人だけに頼らないチーム支援・体制の構築、そのための予算措置が必要。
- ・ 本人の意思を確認し、本人らしい生活を支援できる取り組みが重要。法の見直しの前提として、成年後見制度で護らなければならない人とそうでない人を整理し、そうでない人については、日常生活自立支援事業も含めてどういう制度が使えるか、チームの中で本人らしい暮らしを守ることを考えたらよいと思う。
- ・ 成年後見制度では、こんなことができるというお品書きがあり、その中から必要な時に必要な支援を受けられるようにしてほしい。

#### **(5) 金融機関・保険会社との連携について**

- ・ 障害者は、カードを使うことの課題（紛失や使いすぎ等）があることがある。その課題を踏まえてどのようにサポートするか、説明するかが重要。デジタルではなく現金を好む方もいるので、多様な選択肢があるとよい。認知症や障害の特性を考慮してシステム・サービスの開発に取り組むことが重要。
- ・ 成年後見制度におけるキャッシュレスの仕組みを学ぶことができる場所を金融機関が確保することが必要。今回の金融機関の取組を多くの人ができるように、広報・周知が必要。デジタルによる支援と対人コミュニケーションによる支援が融和するシステムが重要。
- ・ 後見人等が財産管理をする場合でも、プリペイドカードのチャージによる、本人が日常生活費を管理しやすい仕組みが必要。
- ・ 成年後見制度を使っても、使う前と同様に普通の金融取引ができることが重要なので、そのための検討をしてほしい。後見業務への協力の観点から、金融機関の成年後見制度への理解促進、システムの整備、支店ごとのばらつきの解消への取組が必要。市民後見人への理解促進も必要。金融機関が成年後見制度の理解を深めることで、制度の利用促進に積極的に関与してもらえる。
- ・ 後見の担い手に対する様々なサポート、特に市民後見人を支援するものについては、今後さらに拡充し、市民後見人の活躍の場が増えるようになってほしい。
- ・ 様々な技術や仕組みが整うことで将来的に後見事務の負担を大きく削減できたり、財産管理の透明性の確保ができる可能性があり、運用の選択肢も広がることから、裁判所としても高いアンテナを張って引き続き取り組む。

#### **(6) 財産管理のあり方について**

- ・ 親族後見人も含めた財産管理の報告のあり方について、家庭裁判所への報告の簡素化等、家庭裁判所も含めて検討していくことが必要。

#### **(7) 法定後見における不正防止（保佐・補助類型を対象とする預貯金管理）について**

- ・ 裁判所としては成年後見制度支援信託・預貯金の積極的な活用が重要と考えている。その活用範囲を拡げて更に積極的に活用することも考えられる。
- ・ 大口預金口座と小口預金口座に分かれていることについて。被補助人、被保佐人は自分である程度自由に使えるお金をほしいという思いを持っている。その観点から日常生活自立支援事業でどう使えるかの整理が重要。また、本人用の金額をある程度決めた口座も必要。
- ・ 類型に限らず、後見人・保佐人・補助人は、本人が日常生活の中で実践することを支援することが重要。型にあてはめるのではなく本人にあった支援が重要。
- ・ 柔軟な財産管理が重要であるが、日々、変動し続ける日常生活において使える範囲の金銭をどう考えるかは難しく、後見制度支援信託・預貯金によって日常的に使える金額を固定することに、向く事案向かない事案がある。後見制度支援信託・預貯金は、ひとつのツールとしては重要であるが、本人の財産管理や意思決定の内容を見据えながら成年後見制度の利用しやすさにつながるような運用が必要。

#### (8) 法定後見制度における不正防止（損害賠償保険）について

- ・ 損害賠償責任等を担保する保険制度は、制度利用者の安全・安心に繋がる。
- ・ 不正を完全になくすより、一定のトラブルの発生を見込んだ上で迅速に損害を回復できる被害救済の仕組みの検討が必要。自動車保険のように、必要最低限の保証内容については、全ての後見人を対象とした強制保険を仕組んだ上で、カバーできない部分を個別の任意保険で対応するという制度設計も検討の余地がある。
- ・ 故意であっても横領事案であっても賠償できる保険を設計することが重要。イギリスのセキュリティ・ボンドを参考に、日本で現在開発されている仕組みに、家庭裁判所が関与していくことについても検討すべき。

#### (9) 任意後見制度における不正防止について

- ・ 私的自治を尊重するという任意後見制度の趣旨を踏まえると、市町村、中核機関の役割は、任意後見監督人の選任の請求を促すことではなく、任意後見制度の利用方法等について広報・啓発・助言をすることにある。
- ・ 私的契約である任意後見契約を中核機関が網羅的に把握するのは困難。まずは、任意後見の受任者である2割の専門職は、自らが徹底して監督人選任申立に取り組んでほしい。地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、地域住民が相談窓口への相談方法を共有し、任意後見契約を結んでいる者を知った場合であって、本人の判断能力が不十分になったときに監督人選任申立を促せるよう、中核機関が任意後見制度について理解し、福祉等の関係者・関係機関に周知を行うことが重要。
- ・ 認知能力の低下の判断について客観性に乏しい面はあるが、任意後見の場合も損害賠償保険に加入することになっているので、専門職団体として取組の検討が必要。
- ・ 法定後見に比べると任意後見は当事者間の契約に基づくものなので、組織・団体としては監督人選任の申立を促しにくい。任意後見監督人の選任には、本人の同意が必要であるので、強制的に利用を促すのは困難。専門職団体としては、監督の立場からではなく、本人や関係者と協力しながら取り組むものと考えている。
- ・ 任意後見監督人の発効に係るチェックをシステム化することが必要。最も情報を持っている公証役場又は登記先の法務局において、定期的に状況を確認する仕組みを、法改正が必要かもしれないが作ることが考えられる。金融機関において、任意後見発効の状況を定期的を確認することも考えられる。

#### (10) 報酬決定と報酬助成のあり方について

- ・ 利用者の立場として、ドイツの制度のように、業務の専門性や業務に応じて報酬体系を事前に示すのはよい取組。見通しをもって支払える、納得のいく支払いができることにつながる。専門職から非専門職に移行したときに報酬加算が設定されていることにより、交代が促進される、円滑にされることも考えられるため、興味深い。
- ・ 供給体制を含めた加算・減算の在り方は重要。そのために、まずは家庭裁判所において、制度利用者の財産／報酬額（地域性や属性等での違い）／後見事務の内容と報酬額の関係性の事例等を調査・分析して公開し、その上で報酬の目安を設定してほしい。データに基づいた運用改善により報酬の見える化に取り組んでほしい。報酬を受け取れないケースについても、経年の報告書にて実態の把握は可能。
- ・ 報酬決定についても、担い手の役割分担に基づいた算定構造が作られるのが望ましい。



- ・ 専門職の付加的事務を判断する場合に、施設入所／在宅の区分けで、一定額を設定するのは合理性がない。件数の多寡で専門性を判断できるわけでもない。現行法の立て付けでは、専門職が関わる場面は、専門性が求められるものである。一定の報酬額を決めてしまうのが分かりやすいが、その場合、事例に応じた適切な報酬にならない面もあるので検討してほしい。
- ・ 後見人の職務の評価は、事務の内容や負担にとどまらず、後見人の質／後見人の属性／研修の質／財産の管理の多寡、等多面的に評価されるべき。最高裁判所が報酬の在り方について検討しているが、事務の内容や負担でまとめようということについては、まだ議論が十分でない。
- ・ 付加報酬で評価できないものがある、身上保護と財産保護は明確に区別しにくいことを踏まえると一体的に評価することが重要。十分な担い手の給源がない地域、中核機関が育っていない地域、柔軟な交代ができずやむを得ず後見人を続けないといけない地域等過渡的な状況の視点が欠けている。このような状況に対してどうするか、新しい報酬体系とは区別して議論すべき。
- ・ 報酬助成の議論は条件不利地域での後見人の交代の上でも重要。後見人が見つからなくなるため、適切な事務を行っているのに全く報酬を見込めないケースはなくすべき。全国どこでも後見人等が一定の報酬を受けられるように助成制度の見直しが必要。最後のセーフティネットとして本人が低所得である場合は、直接国で負担すべき。全ての人が判断能力が低下する可能性があるので、生活保護の扶助や障害福祉サービス・介護保険等の仕組みに取り込んで、意思決定支援・成年後見に係るコストを社会保障として国民が公平に負担することも検討すべき。福祉サービスに取り込むことで、担い手の確保・報酬の透明性・苦情に対する適切な対応にもつながる。
- ・ 利用支援事業をメニューの一つとする地域生活支援事業の中には、自治体の負担がなく国が全額助成するものがある。利用支援事業についても同様の取扱いを検討してほしい。
- ・ 訴訟による紛争解決や不動産売却による登記手続き等の法的事務をし、付加報酬が発生する場合の報酬助成については、法テラスのような仕組みを用いる等、法務省等で予算化できないか検討してほしい。
- ・ 成年後見制度につながるまでの関わり方は様々。報酬の議論から外れるかもしれないが、後見開始前でも専門職が客観的な立場から関わるケースがよくあることも理解してほしい。
- ・ 家庭裁判所は、審判開始時又は報酬付与時のいずれにおいても、報酬助成の基準に該当する情報を網羅的に把握できない。さらに、管轄地域ごとに助成基準が統一されていないことも踏まえると、マクロ的に考える必要がある。
- ・ どの観点から報酬のあり方を検討するかによって、把握すべき情報・分析する観点も異なるので、実態調査も難しい。日本では個々の裁判官の判断で報酬を算定しており、ドイツと日本では制度が違うが、なぜそうなのかを参考にしつつ、マクロで考えていくことが必要。
- ・ 報酬のあり方を考える際は、担い手確保、財源の確保、国としての関わり方も併せて考える必要があり、裁判所の個別判断では困難。その中で、どう運用改善できるか、検討しているところ。本人の資産額が少ない事案において、特に専門職が関わる事案については、費用をどう手当てするかは報酬の見直しと共に議論すべき論点。関係省庁等と検討したい。
- ・ 報酬助成の予算については、厚生労働省、法務省、最高裁判所で協議してほしい。
- ・ 2015年時点でドイツでは、後見の報酬と費用に関する国の予算が年間1100億円以上組まれているので、この規模感を日本にどう組み込めるか検討が必要。

#### (11) 目標とKPIについて

- ・ 利用促進法第 12 条に基本計画における目標設定が規定されている。次の 5 か年の目標を定めることは重要。これに基づき KPI も定められた。
- ・ 家族の支援により権利擁護支援ができていない場合（成年後見制度不要の場合）もある。成年後見制度の利用に関する必要性・補充性の原則や、成年後見制度が権利擁護支援の最後の手段であることを、是非次期計画の目標に掲げていただき、成年後見制度以外の権利擁護支援の手段を拡大してほしい。
- ・ 権利擁護支援を進める上での重要な視点が司法。声を挙げられない人の権利侵害からの救済・回復の中では、司法、法律関係が重要な役割を果たしている。
- ・ 中核機関などの身近な相談窓口で司法や法律職の支援を受けられることで、必要な人が必要な時に司法や法律職による権利擁護支援を受けられるようにすること、こうした支援の敷居を低くすること、つまり、本人らしい生活を地域で支えるための福祉と司法の連携強化を目標として考慮してほしい。
- ・ 実行目標として、市民後見や法人後見の育成に関する KPI 設定が重要。これらは国や都道府県で KPI 達成のための仕組みづくりを検討してほしい。後見人等の交代に取り組んでいる家庭裁判所の数や地域の協議会に参加している家庭裁判所の数等、家庭裁判所についても KPI を設定していただきたい。これにより全国の家庭裁判所が課題を認識し、KPI を意識することで連携促進・運用改善につながる。
- ・ 国だけではなく、都道府県における KPI も検討が必要。

※福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループで出た意見と同趣旨の意見は一部省略した。